

議案第123号

松阪市公共施設マネジメント基金条例の制定について

松阪市公共施設マネジメント基金条例を次のように制定する。

平成27年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市公共施設マネジメント基金条例

(設置)

第1条 市の公共施設マネジメントの推進に伴う公共施設等の集約化・複合化事業、転用事業及び除却事業に必要な経費の財源に充てるため、松阪市公共施設マネジメント基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益（以下「運用益金」という。）は、予算に計上して、第1条に定める事業に充てることができる。

2 運用益金の全部又は一部が前項に規定する事業の財源に充当されない場合は、その充当されない額を予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的達成のため、必要に応じ、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。
(松阪市地域づくり事業基金条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 松阪市地域づくり事業基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 77 号)
 - (2) 松阪市国際交流基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 80 号)
 - (3) 松阪市職員退職手当基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 82 号)
 - (4) 松阪市福祉基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 83 号)
 - (5) 松阪市福祉ボランティア基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 84 号)
 - (6) 松阪市高齢者地域福祉基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 86 号)
 - (7) 松阪市公営住宅及び共同施設建設等基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 96 号)
 - (8) 松阪市災害救助基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 99 号)(松阪市土地開発基金条例の一部改正)
- 3 松阪市土地開発基金条例 (平成 17 年松阪市条例第 71 号) の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「20 億 8 千万円」を「14 億円」に改める。
(基金の引継ぎ)
- 4 この条例の施行の際、附則第 2 項各号に掲げる条例による基金に属していた現金及び前項の規定による改正前の松阪市土地開発基金条例第 2 条第 1 項に規定する基金の額と改正後の松阪市土地開発基金条例第 2 条第 1 項に規定する基金の額との差額については、この条例による基金に属する現金として引き継ぐものとする。